



中国古代における官吏の定年退職と年金について

日本には古来より、中国から文化や様式が数多く伝わり、それらのかなりの部分は、現代でもあらゆる方面で残っています。奈良時代の律令制にも影響を与えた官僚制度の中から、今回は、古代中国における官吏の定年退職と年金の一端をご紹介します。

古来、中国では官吏が退職することを、‘致仕’（ズーシー）と呼びました。文字の上では‘仕事に就く’との意味にも取られそうですが、‘仕事を君主に返す’との意味合いで、まさに、官職を辞して引退することを指します。

中国ではいくつもの王朝が興亡しましたので、時代ごとに官吏の処遇や退職年齢の規定も異なりました。「礼記」によると、周代や唐代の定年は70歳でした。当時の平均寿命を考慮すると、70歳定年というのはほぼ終身雇用と同義になります。明代や清代では、年齢が60歳に変わりました。特に清代では、定年の年齢は職階により異なり、官職が低いほど早めの退職年齢になったようです。

例外もありました。元代の有名な天文学者・郭守敬は70歳を過ぎて、何度も退職願を提出しましたが、時の皇帝はそれを認めませんでした。結局、86歳まで勤め、職場で亡くなりました。また、清代の大臣・紀曉嵐は80歳を過ぎても、礼部尚書（中央官庁のトップ、六部の長官）として精励しました。



古代の官吏は、科挙という超難関の試験に合格したエリートでしたので、定年退職後の年金も、かなり優遇されていたようです。

漢代の規定によると、例えば、年俸 2000 石（穀物 200 トンに相当）の官吏の場合、年金額はその年俸の 1/3 になります。

魏代と晋代では、定年後も‘顧問’の肩書きで再雇用され、給料は年金の形で支給されました。

唐代では、‘五品官’（中上流階級の官吏）以上の退職者に対しては、年俸の半分が年金として支給されました。功臣ともなると、皇帝から特別の恩恵を授けられ、年俸と同額が年金として支給されました。‘六品官’以下の官吏には、一定程度の畑を与えたそうです。

宋代の官吏は退職する際に、一段階昇進しました。退職後も本人が望めば、事務に参加することも可能だったそうです。在職の官吏と違い実権は無かったそうですが、古き良き時代の牧歌的な制度ですね。

明代の初期は、年金額は給料に相当する額でしたが、後世になるとその規定が取消されました。しかし、救済策として生活が苦しい退職者には、毎月、米 2 石（200KG）が終身に渡り支給されました。

清代でも同様の制度が、ほぼ踏襲されたそうです。



定年退職の際には、温かく歓送されました。太鼓を叩きながら故郷まで見送られることもあったそうです。明代では、退職した官吏が宴会や祭りに呼ばれると、在職時と同様の礼遇を受けられたそうです。

各時代によって違いはありますが、中国の官吏がかなり厚遇された様子が伺えます。現代の私たちから見ても、なかなか羨ましい制度ですね。